

新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)	5種	施設	(略)	5種
	薬剤部長（妙高病院、柿崎病院、十日町病院、精神医療センター、加茂病院、津川病院、吉田病院又は坂町病院に置かれるものに限る。）			薬剤部長（妙高病院、柿崎病院、十日町病院、精神医療センター、加茂病院、吉田病院又は坂町病院に置かれるものに限る。）	
	(略) 新発田病院臨床検査技師長	5種		(略) 新発田病院臨床検査技師長 <u>新発田病院リハビリテーション技師長</u>	5種
	(略)			(略)	
	(略)	5種		(略)	5種
	(略)			(略)	
看護専門学校副校長	<u>看護専門学校副校長（新発田病院附属看護専門学校又は吉田病院附属看護専門学校に置かれるものに限る。）</u>				
(略)		(略)			
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。